

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名 ㊞

電話 () -

道 路 工 事 施 行 承 認 申 請 書

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

1 工事の目的	
2 工事施行の場所	市道 線 高松市 町 丁目 番 号 番地 地先
3 工事区域	長さ 幅 面積 m m m ² 数量
4 工事期間	承認の日から 日間、又は 令和 年 月 日まで
5 添付書類	別紙のとおり (附近見取図、平面図、丈量図、断面図、構造図、同意書、承諾書等)

なお、工事の施行に際しては以下の「工事仕様書」の内容に従って実施いたします。

- 1 工事着手時期は承認された日から原則として3日以内に着手いたします。
- 2 工事施行に当たっては、事前に道路管理課に申し出て工事の内容・実施方法について協議し、工事施行上の指示及び監督を受け、工事が完了したときには直ちに届け出て検査を受けるとともに工事写真（着手前・施工中・竣工後の状況が鮮明に視認できるもの）を提出いたします。
- 3 工事中は、「高松市道路占用規則第16条」の規定に準じた工事掲示板（工事施行者名を明記）を現場に表示いたします。
また、「道路工事現場における表示施設等の設置基準」・「道路工事保安施設設置基準（案）」の規定に準じた、さく・おおい等を設け夜間は赤色灯を点じる等、交通の危険防止のために必要な措置を講じ通行に支障を来さないよう、常に注意いたします。
- 4 工事施工に際して、道路構造物等に障害を来した場合は直ちに申請者の負担において完全に復旧いたします。
また、工事施行に伴い道路管理者に損害を与え第三者と紛議を生じたときは、申請者において損害を賠償するとともに誠意をもって紛議の解決に当たります。
- 5 工事の施工箇所は、工事完了後、私用（車輛置き場、物干し場、花壇等）に使用せず、常に維持清掃を行い、交通の支障とならないように注意するとともに道路管理者から当該箇所について手直し等の指示があった場合には申請者の負担において実施いたします。
- 6 承認工事のための費用は「道路法第57条」の定めにより、その一切を申請者において負担いたします。

申請のあった道路工事については次のとおり承認します。

令和 年 月 日

高松市長 大西 秀人

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。